

居宅介護支援 重要事項説明書



WhiteCare 諸の木

居宅介護支援 重要事項説明書

令和8年1月1日現在

1 担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)

氏名	渡邊 由貴
----	-------

2 事業者(法人)の概要

事業所(法人)名	WithAging 株式会社
所在地	名古屋市緑区諸の木三丁目 2023 番地
連絡先	052-750-6765
代表者名	渡邊 由貴

3 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	WhiteCare 諸の木
所在地	名古屋市緑区諸の木三丁目 2023 番地
連絡先	052-750-6765
事業所番号	
管理者名	渡邊 由貴

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～17:00(月～木)、9:00～13:00(金)

※土曜・日曜・祝日及び 8/13～8/15、12/29～1/3 は休み

(3) 職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤	備考
主任介護支援専門員	1	常勤	管理者兼務
介護支援専門員	1	非常勤	
事務職員	1	非常勤	

(4) サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	名古屋市、日進市、豊明市、愛知郡東郷町 みよし市、大府市、刈谷市
---------------	-------------------------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

事業の目的及び運営の方針

事業の目的	WhiteCare諸の木が行う居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者ができる限り自宅で自立した生活を続けられるよう支援する。 2. 利用者の状況と選択に応じ、多様な事業者から適切なサービスが総合的に提供されるよう調整する。 3. 利用者の意思と人格を尊重し、公正中立な立場でサービスが偏らないよう支援する。 4. 事業運営にあたり、市町村・地域包括・他事業者など関係機関と連携して取り組む。

居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急車への同乗 ● 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ● 家事の代行業務 ● 直接の身体介護 ● 金銭管理
-----------------	--

利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると、全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護支援費

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援	12,000 円/月 (1,086 単位)	15,591 円/月 (1,411 単位)

(2) 加算

加算名称		料金(単位数)
初回加算		3,315 円/月 (300 単位)
入院時情報連携加(Ⅰ)		2,762 円/月 (250 単位)
入院時情報連携加算(Ⅱ)		2,210 円/月 (200 単位)
退院・退所加算 ※カンファレンス 参加無	連携1回	4,972 円/回 (450 単位)
	連携2回	6,630 円/回 (600 単位)
退院・退所加算 ※カンファレンス 参加有	連携1回	6,630 円/回 (600 単位)
	連携2回	8,287 円/回 (750 単位)
	連携3回	9,945 円/回 (900 単位)

緊急時等居宅カンファレンス 加算	2,210 円/回 (200 単位)
通院時情報連携加算	552 円/回 (50 単位)
ターミナルケアマネジメント 加算	4420 円/月 (400 単位)

(3) 減算

減 算 名 称	料 金 (単 位 数)
運営基準減算	所定単位数の 50%で 算定
特定事業所集中減算	1 月につき 200 単位を減算
高齢者虐待防止措置未実施 減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

(4) その他

交 通 費	サービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料 です。それ以外の地域の方は、ケアマネジャーがお訪 ねするための交通費の実費が必要です。
解 約 料	解約料は一切かかりません。

相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当介護支援専門員(ケアマネジャー)又は下記窓口までご連絡ください。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	渡邊 由貴
連絡先	052-750-6765

(2) その他の相談窓口

名古屋市健康福祉局介護指導課	052-959-3087
愛知県国民健康保健団体連合会	052-971-4165

秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者およびその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます

医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。
-----------	---

虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	渡邊 由貴
-------------	-------

業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	渡邊 由貴
--------------	-------

身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。